

令和2年4月27日

生徒の皆さん  
保護者の皆様

高知県立佐川高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業延長について（ご連絡）

陽春の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろは本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を鑑み、4月16日（木）に、政府は緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に広げることを宣言しました。このことを受け、4月17日（金）に高知県知事から県立学校の全面休業の要請があり、高知県教育委員会は5月6日（水）までの期間を臨時休業とすることを決定しましたので、ご連絡します。

年度当初の重要な時期に臨時休業が続いており、保護者の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、生徒の健康・安全を考えた取組にご理解をいただき、ご協力くださるようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

令和2年4月27日（月）～5月6日（水）

2 臨時休業期間中の生活について

- (1) 臨時休業期間中は、自宅学習期間とします。
- (2) 部活動は、4月27日（月）から5月6日（水）まで禁止します。
- (3) アルバイトについては、原則禁止します。（なお、どうしてもアルバイトをしなければならない場合は、事前に保護者の方より生徒指導部まで連絡をお願いします。）
- (4) 生徒の皆さんは、臨時休業の趣旨をよく理解し、不要不急の外出を極力控えるとともに特に県内でも感染が報告されている、カラオケ店のほかゲームセンターなどの3条件（密閉、密集、密接）が重なる店舗等へは立入りをしないようにしてください。
- (5) 検温等の健康観察を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、無理をせずに十分な休養をとってください。

3 学校再開について

学校再開は、5月7日（木）で、平常授業となります。